

差出人: owner-kumiai-ml@yadonet.ne.jp は 全旅連 <ajra@yadonet.ne.jp> の代理  
送信日時: 2020年12月14日月曜日 15:54  
宛先: kumiai-ml@yadonet.ne.jp  
件名: [GRAY] [kumiai-ml] 企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）に対する  
Go To トラベル事業の支援の考え方の明確化について  
添付ファイル: GoToトラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化について.pdf; モデル様  
式 (003).pdf; 事務連絡（旅行業者向け）（社員旅行領収証）.pdf

令和 2 年 12 月 14 日

都道府県組合事務局 各位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連

合会

拝啓 時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り  
厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、観光庁より連絡がありました。

企業における旅行は多種多様であり、観光を主たる目的とした旅行（職  
場旅行等）については、旅行代金全額を一律に企業が負担しているわけではなく、  
企業と個人双方による負担で行われる場合等もあること等に鑑み、添付のとおり  
整理をしました。

つきましては、詳しくは添付の資料をご確認のうえ、傘下組合員の皆様に情報  
共有いただきますようお願い申し上げます。

なお、参考までに GoTo トラベル事業支援対象とする旅行消費人の基準・考え方  
についても添付しておきますので、合わせてご確認ください。

敬具

参考：観光庁 HP GoTo トラベル事業関連情報

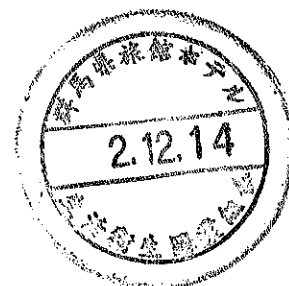
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

※このメールの送信アドレスは全旅連からの送信専用でございます。

本メールに直接返信をしても、組合 ML 配信用アドレスのため  
全旅連には届きませんのでご注意ください。

メールでの連絡は下記アドレスをお願いいたします。



事務連絡  
令和2年10月29日

一般社団法人日本旅館協会 御中  
一般社団法人日本ホテル協会 御中  
一般社団法人全日本シティホテル連盟 御中  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

Go To トラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化について

平素よりGo To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。本事業の支援対象とする旅行商品の取扱いについて、下記のとおり明確化しますので、貴団体の傘下会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

一部の参加事業者において、観光を主な目的としているとは言えない旅行商品等の販売が確認されております。現行のサービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領における「(3)給付金の給付対象となる商品」中【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】②（事務局が対象商品として適切でないと認めるもの）に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとしていますが、こうした状況を踏まえ、その基準・考え方については別添のとおり明確化することとします。

（事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方について）

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと

④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断。

<対象外となる商品の例>

- ・通常の宿泊料金（1万円程度）を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット（3万円程度）付宿泊プラン
- ・通常の宿泊料金（5千円程度）を著しく超える商品（3万円程度）付きの宿泊プラン
- ・ヨガライセンス講習（4泊5日20万円～）、英会話講習付き宿泊プラン（2泊3日28000円）、ダイビング免許付き宿泊プラン（5～10万円）

ビジネス出張を目的とする旅行商品については、本事業の目的である観光需要の喚起という観点から、本事業の利用を極力制限させていただくべく、法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける割引の適用除外など、利用を制限するための措置を講じることとします。

既にこれらの旅行商品を予約している場合については、利用者、事業者への影響も考慮し、引き続き支援の対象とし、今後販売する場合については、利用者・事業者への一定の周知期間が必要であることに鑑み、11月6日（金）の予約販売分より支援の対象外とします。

なお、支援対象外の部分と旅行代金（宿泊・交通費）を明確に区分して販売するものについては、当該旅行代金のみ、本事業の支援の対象になります。

また、各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたしますので、支援の対象になるか判断に迷われる場合には、事務局に事前にご相談していただくようお願いします。

本事業の参加事業者の皆様におかれましては、本件についての旅行者の皆様への周知とともに、今後とも「安全で安心な新しい旅のスタイル」の確立、普及・定着の推進に、ご協力をお願いいたします。

モデル様式

令和 年 月 日

御中

## 旅行代金 負担額証明書

Go To トラベル事業の活用にあたり、当該旅行代金の企業及び個人それぞれの負担額について以下のとおり証明いたします。

企業名	
旅行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
旅行 代金総額	円
上記のうち 企業負担額	円
上記のうち 個人負担額 ※給付金対象額	円

※本証明書を受領した旅行業者は、事務局への給付金給付申請の際に、提出の必要はありませんが、給付金の給付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこととします。

住 所

企業名

代表者

Go To トラベル事務局 御中

観 光 庁

【旅行者向け】企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）に対するGo To トラベル事業の支援の考え方の明確化について

平素よりGo To トラベル事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

11月13日の事務連絡「宿泊施設等が、旅行者より会社名の領収証等の提出を求められた際の対応等について」においては、宿泊施設が旅行者より領収証等に会社名を記載するように求められた場合における対応についてお示したところで

す。他方で、企業における旅行は多種多様であり、観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）については、旅行代金全額を一律に企業が負担しているわけではなく、企業と個人双方による負担で行われる場合等もあること等に鑑み、下記のとおり整理をしたので、参加旅行者に向けて、周知願います。

記

I. 企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）に対する本事業の支援の考え方の明確化について

本事業の割引後の旅行代金に対して、会社名の領収証等を求められた場合は、目的の如何に関わらず、支援の対象外といたします。

ただし、企業における観光を主たる目的とした旅行（職場旅行等）については、旅行代金のうち個人負担額と企業負担額を明確に切り分けられる場合において、当該個人負担額部分については支援対象となります。

## II. 旅行代金のうち個人負担額と企業負担額を切り分ける場合の具体的対応について

支援対象額を明確にするために、割引前の旅行代金、企業負担額、個人負担額（支援対象額）を明記し、企業の代表者が署名した書面（様式※は任意）を発行し、給付申請の証明書類として旅行業者に提出することとします。旅行業者は、企業が発行した証明書に記載された個人負担分を旅行代金として割引額を算出し、証明書を適切に保管していただくこととします。

なお、企業より領収証に企業名の記載を求められた場合は、支援対象とならない企業負担額の領収証のみ企業名を記載することができますが、支援対象となる個人負担額の領収証には企業名の記載はできません。

旅行代金全額を企業が負担している場合又は企業が負担している部分を明確に示すことができない場合は、支援対象とならない旨をご説明いただき、割引前の旅行代金を支払っていただくとともに、それと同額の企業名を記載した領収証を発行することができます。

ただし、11月5日以前の予約分についてはこの限りではありません。

※支援対象額を明確にする書面の様式は任意としますが、モデル様式を公式WEBサイトに掲載します。